

委員会規程

(委員会の設置)

第1条 この規程は、定款第3条及び第4条に定める目的及び事業の円滑な運営に資するため、定款第39条に基づき次の委員会を置き、会活動の充実を期することを目的とする。

1. 総務組織委員会
2. 税務税制委員会
3. 公益事業委員会
4. 共益事業委員会
5. 広報委員会

(2) 前項の委員会のほか、必要に応じ臨時の委員会を設けることができる。

(委員会の分掌業務及び委員の数)

第2条 前条第1項に定める委員会の分掌業務及び委員の数は、次表のとおりとする。

委員会名	分掌業務	委員の数
総務組織	<ol style="list-style-type: none">1. 予算、決算に関する事項2. 諸規程の作成に関する事項3. 財政基盤の強化に関する事項4. 会員増強等、組織強化に関する事項5. 事務局に関する事項6. 他の委員会に属さない事項	70名以内
税務税制	<ol style="list-style-type: none">1. 納税意識の高揚と税知識の普及を目的とする事項2. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事項3. 税に関する講習会、研修会の企画、実施	50名以内
公益事業	<ol style="list-style-type: none">1. 地域企業の健全な発展に資する事項2. 講習会、研修会等の企画、実施3. 地域社会への貢献を目的とする事項4. 税に関する講習会、研修会の企画、実施5. 地域の諸行事への協賛、支援	50名以内
共益事業	<ol style="list-style-type: none">1. 会員の交流に資するための事項2. 各種共済制度に関する事項	50名以内

	3. 会員の福利厚生に資する事項	
広 報	1. 会の知名度向上に関する事項 2. 広報紙の編集及び発行に関する事項 3. HPの整備と更新に関する事項 1.	50名以内

(委員)

第3条 前条第1項に定める委員会の委員は、支部長または部会長が推薦し、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(委員会役員及び選任)

第4条 第2条に定めるそれぞれの委員会に、次の役員を置く。

1. 委員長 1名
2. 副委員長 2名以上8名以内
3. 常任委員 若干名

(2) 委員長は、常任理事の中から、理事会の承認を経て会長が委嘱する。

(3) 副委員長は、支部が推薦する副支部長の中から、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(4) 常任委員は、委員の中から委員長が推薦し委員会の承認を得る。ただし、委員会によっては常任委員を置かないことがある。

(委員の職務)

第5条 委員長は、委員会を代表する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に支障あるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

(3) 委員は、第2条に定める分掌業務に関する事項について協議又は審議する。

(常任委員会)

第6条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

(2) 委員長は、委員会の運営の円滑化及び審議の充実を図り、若しくは急を要する事項を審議するため、常任委員会を開くことができる。

(3) 常任委員会の審議結果は、委員会に報告しなければならない。

(委員会の開催及び召集)

第7条 委員会は、会長又は委員長が必要と認めたときこれを召集し開催する。

(委員会の議事)

第8条 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決事項の報告)

第9条 委員長は、委員会等において議決した事項を遅滞なく会長に報告し、各委員は、各支部長又は各部会長に遅滞なく報告しなければならない。

(委員会の議長)

第10条 委員会の議長は、当該委員長とする。

(委員の任期)

第11条 委員の任期、解任等については、定款第22条、第23条を準用する。

附 則

1. この規則は昭和59年7月11日から施行する。
2. この規程の改廃は、理事会の決議による。
3. この規程を一部改定（第2条、第3条、第4条、第9条及び第11条）し、平成12年7月5日から施行する。
4. この規程を一部改定（第1条、第2条）し、平成17年4月1日から施行する。
5. ①上記改正に伴い、平成17年度から「支部委員会委員の推薦に関する内規」第2条により、支部、部会役員の内から、社会貢献委員会委員を1名～2名以内を理事会に推薦する。
②同内規第2条2項により、委員会委員は複数の委員会委員を併任することができる。
6. この規程を一部改定し、平成23年4月1日から施行する。
7. この規程を一部改定し、平成27年4月1日から施行する。